

職開発0930第1号
職保発0930第1号
平成23年9月30日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発課長
雇用保険課長

「緊急時避難準備区域」の解除に伴う「雇用保険の特例措置」及び
「雇用調整助成金」の取扱いについて

標記については、平成23年4月22日付け職開発0422第1号・職保発0422第1号「福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて」（以下「課長内かん」という。）により、「計画的避難区域」・「緊急時避難準備区域」における雇用保険の特例措置（「雇用保険給付関係（一般被保険者に対する求職者給付）」（平成22年12月28日付け職発1228第4号別添3）51701(1)及び51751(1)による特例措置をいう。以下同じ。）及び雇用調整助成金の適用について通知したところである。

今般、本日付けで「緊急時避難準備区域」が解除されたところだが、これに伴う雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので業務運営に遺漏のないようお願いする。

記

1 雇用保険の特例措置について

「緊急時避難準備区域」が解除された区域に所在する事業所が休業するに至った場合において、当分の間、同解除をされた日以後であっても、雇用保険の特例措置に係る受給資格決定を行うものとする。

2 雇用調整助成金について

課長内かん記の第1の2のとおり、「緊急時避難準備区域」とは、常に緊急時の屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要とされる区域であり、当該区域に所在する事業所であっても、事業活動を継続することができることから、当該区域に所在する事業所の事業主については、経済上の理由

により事業活動が縮小し休業等を実施した場合には雇用調整助成金の助成対象としていたところであり、当該区域の設定が解除された日以降においても、雇用調整助成金に係る取扱いに変更はない。

ただし、課長内かん記の第1の2のただし書きのとおり、「緊急時避難準備区域」においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められる区域とされていることから、こうした者を主な利用客とする事業所等（学習塾、病院等）の事業主については、事業活動が縮小したとしても原則として経済上の理由によるものとは認められず、雇用調整助成金の助成対象としていなかったところである。緊急時避難準備区域が解除された日以降においては、これらの事業所等の事業主も他の事業所の事業主と同様の取扱いとなるが、実際に助成対象となるのは、同日以降に事業活動が縮小し休業等を実施した場合に限られることに留意すること。

なお、平成23年9月30日付け職発0930第1号「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急時避難準備区域の設定解除後における雇用調整助成金等の特例について」の特例により、子供、妊婦、要介護者、入院患者を主な利用客とする事業所等（学習塾、病院等）の事業主については、平成23年11月29日までの間は、事業活動が縮小する見込みでも休業等実施計画届を提出できることに留意すること。

- 3 1及び2の取扱いを踏まえて、周知や説明に活用する平成23年7月1日付け職開発0701第1号・職保発0701第1号の別紙については、別添のとおり改めること。

**福島原発の事故に伴う計画的避難区域等及び震災に係る
雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて**

		雇用保険の特例	雇用調整助成金
原 発 関 係	警戒区域 (及びかつての 屋内退避区域)	○	△ (避難先などで事業継続のため の準備活動を行っている場合 や避難先などに移転して実際 に事業を継続している場合は 利用可能)
	計 画 的 避 難 区 域	○	△(※1) (避難先などで事業継続のため の準備活動を行っている場合 や避難先などに移転して実際 に事業を継続している場合は 利用可能)
	特 定 避 難 勧 奨 地 点	○	○
	かつて緊急時避難準備区 域又は屋内退避区域で あって、上記以外のところ	○(※2)	○(※3)
震 災 関 係	震災により直接の 被害を受け休業	○ (事業の休廃止が要件)	△ (修理業者の手配や物品調達 が困難なため、早期の修復が 不可能であり事業活動が縮小 すれば対象)
	震災の間接的影響 により休業 (原材料の調達不能等)	×	○

- (※1) 計画的避難区域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業主については、引き続き利用可能。
- (※2) 緊急時避難準備区域又は屋内退避区域として特例給付が認められていたことを考慮し、当分の間の経過措置として、対象とする。
- (※3) 緊急時避難準備区域に所在している学習塾や病院等については、同区域の指定が解除された日以降に事業活動が縮小した場合であって、他の支給要件を満たせば、対象となる。